

社会福祉法人昭島市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程

平成27年2月18日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭島市社会福祉事業団（以下「事業団」という）定款第8条及び第10条第2号の規定に基づき、評議員及び評議員選任・解任委員会委員並びに役員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 評議員及び評議員選任・解任委員会委員並びに役員をいう。
- (3) 常勤役員 理事のうち事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員等のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬の範囲及び額)

第3条 常勤役員は、事業団職員を兼ねることとし、報酬は支給しない。

- 2 常勤役員には、社会福祉法人昭島市社会福祉事業団職員給与規程（平成27年4月1日規程第4号（以下「給与規程」という。））に規定する当該兼ねる事業団職員の規定をもとに給与を支給することとし、給与の額は理事会及び評議員会の議決を経て理事長が別に定める。
- 3 非常勤役員に対しては、役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席の都度、若しくは法人運営のための職務を行った都度、別表第1に定める報酬を支給する。ただし昭島市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和39年4月3日条例第22号）及び昭島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年5月1日条例第4号）の適用を受ける職員には支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬の支給日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 報酬が日額で定められている役員等は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月10日に支給する。
- (2) 常勤役員は、給与規程の規定による。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2のとおりとする。
- 3 費用弁償の支給方法は、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は理事会及び評議員会議決の日から施行する。

(平成 29 年 2 月 18 日理事会・評議員会議決)

附 則 (平成 29 年 3 月 22 日規程第 7 号)

この規定は平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 27 日規程第 10 号)

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分		日 額 報 酬 額
非 常 勤 役 員	役員 (監事を除く)	5, 0 0 0 円
	役員 (監事)	1 0, 0 0 0 円
	評議員	5, 0 0 0 円
	評議員選任・解任委員会委員	5, 0 0 0 円

別表第 2 (第 5 条関係)

出張旅費	鉄道賃	就業規則第 2 条に定める職員に支給する額		
	船賃	就業規則第 2 条に定める職員の給料表に定める 3 級以上の職務にある者に支給する額		
	航空賃	就業規則第 2 条に定める職員に支給する額		
	車賃	就業規則第 2 条に定める職員に支給する額		
	日当	宿泊を要しない場合	1 日につき	1,800 円
		宿泊を要する場合	1 日につき	3,600 円
	宿泊料	1 夜につき		15,000 円
	食卓料	1 夜につき		1,800 円